○財務省告示第四百五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十一月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十五日

財務大臣　藤井　裕久

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	四十三億円	九十六円九十四銭
〃	第四回	二十億円	九十一円六十九銭
〃	〃	十二億円	九十一円七十四銭
〃	〃	十億円	九十一円七十五銭
〃	〃	二十億円	九十一円七十九銭
〃	第五回	十一億円	九十三円十四銭
〃	第六回	十五億円	九十二円七十八銭
〃	〃	十億円	九十二円八十一銭
〃	〃	十億円	九十二円八十三銭
〃	〃	五億円	九十二円八十八銭
〃	〃	十四億円	九十二円八十九銭
〃	〃	五億円	九十二円八十八銭
〃	〃	十億円	九十二円八十三銭
〃	〃	十億円	九十二円八十一銭
〃	〃	十五億円	九十二円七十八銭
〃	第七回	三十二億円	九十二円二十九銭
〃	第八回	三十億円	九十二円七十九銭
〃	第十回	三億円	九十三円三銭
〃	〃	二十五億円	九十三円四銭
〃	〃	二十五億円	九十三円六銭
〃	〃	百十八億円	九十三円八銭

○財務省告示第四百六号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年十一月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十五日

財務大臣　藤井　裕久

合計			
一千五億円	〃	〃	九十三円四銭
二十五億円	〃	〃	九十二円九十四銭
五十五億円	〃	第十六回	九十二円八十九銭
三十億円	〃	〃	九十三円六十九銭
三億円	〃	第十五回	九十三円六十八銭
四億円	〃	〃	九十二円五十九銭
十億円	〃	〃	九十二円四十九銭
五億円	〃	第十四回	九十三円四十八銭
百九億円	〃	〃	九十三円四十九銭
二億円	〃	第十三回	九十二円八十九銭
二十億円	〃	〃	九十二円八十四銭
二十億円	〃	〃	九十二円七十九銭
十億円	〃	〃	九十二円七十八銭
七十億円	〃	〃	九十二円七十五銭
四億円	〃	〃	九十二円七十四銭
五十億円	〃	第十二回	九十二円六十四銭
一億円	〃	第十一回	九十三円三十四銭
七億円	〃	〃	九十三円十銭
百五億円	〃	〃	九十三円九銭